

令和3年度9月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

新型コロナウイルス感染症への対応など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	9月補正予算額			9月現計 予算額	(参考) 3年度9現/ 2年度9現
		コロナ対策	その他	合計		
一般会計	25,093.17	1,620.67	1.27	1,621.95	26,715.13	115.6
特別会計	20,474.84	—	—	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	—	—	1,493.43	100.5
計	47,061.46	1,620.67	1.27	1,621.95	48,683.41	105.8

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	9月補正予算額			9月現計 予算額
		コロナ対策	その他	合計	
国庫支出金	6,745.73	1,557.49	0.00	1,557.50 ^{※1}	8,303.24
繰入金	1,067.29	2.96	—	2.96 ^{※2}	1,070.25
諸収入	233.10	9.04	—	9.04	242.14
その他	17,047.04	51.17	1.26	52.44 ^{※3}	17,099.49
計	25,093.17	1,620.67	1.27	1,621.95	26,715.13

※1 国庫支出金の内訳は以下のとおり

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 : 1,535.52 億円
- ・その他 : 21.98 億円

※2 繰入金は、全て地域医療介護総合確保基金繰入金

※3 その他の内訳は以下のとおり

- ・繰越金 : 10.90 億円
- ・地方交付税 : 12.30 億円
- ・県債（臨時財政対策債） : 29.23 億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

1,620億6,785万円

ア 医療提供体制の維持と感染拡大防止対策（総額 1,573億5,417万円）

当初予算では国の事業期間に合わせて主に上半期分を計上していたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、これまでの取組を継続・拡充するため、下半期分の予算を措置する。

事業名及び事業概要	補正予算額
①診療体制・検査体制の維持 感染症患者受入に必要な病床確保（約2,400床）等に対する空床確保料を補助するとともに、行政検査の民間検査機関への委託、検査費用の自己負担相当額の公費負担を行う。	1,150億 752万円
②医療機関が行う設備整備等に対する補助 医療機関における感染症患者受入や通常診療維持のため、設備整備や感染防止対策に対して補助する。	19億4,400万円
③軽度・無症状患者宿泊療養施設の借上げ等 軽症者・無症状患者が宿泊療養するための施設（約3,800室）を確保し、運営等を行う。	223億6,181万円
④年末年始における診療体制の強化 年末年始に、発熱患者の診療体制を確保した医療機関等を支援するため、協力金を支給する。 ・対象数：527医療機関・527薬局	4億 53万円
⑤相談窓口運営体制の維持 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等の運営を継続するとともに、各保健福祉事務所等の業務体制を強化するため、看護師・保健師等を配置する。	20億7,237万円
⑥新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金補助（市町村） 相談業務等の感染症対策事業に対して補助する。	36億8,271万円
一部 新 ⑦新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化 円滑なワクチン接種を推進するため、個別接種や職域接種に対応した医療機関への支援金の支給等を行う。 ・一定の期間内に、週100回以上の接種を行う診療所に対し、1回当たりの接種に、2～3千円を支給 など	118億8,522万円
合 計	1,573億5,417万円

問合せ先			
【①病床確保、②、④、⑥、⑦】	健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策管理担当課長	埋橋	電話 045-210-4790
【①検査体制】	健康医療局医療危機対策本部室	感染症対策担当課長 田中	電話 045-285-0559
【③】	健康医療局医療危機対策本部室	宿泊療養担当課長 吉田	電話 045-285-0696
【⑤専用ダイヤル】	健康医療局医療危機対策本部室	室長代理 伊東	電話 045-285-0751
【⑤保健福祉事務所の体制強化】	健康医療局総務室	管理担当課長 南川	電話 045-210-4611

イ 福祉サービスの提供体制の維持（総額 2億9,654万円）

事業名及び事業概要	補正予算額
<p>○介護サービスへの介護ロボット等の導入支援 介護サービス事業所等における感染拡大防止対策や職員の負担軽減のため、介護ロボットやオンライン面会用タブレット端末等の導入に対して補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額 介護ロボット導入 : 100万円 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 : 750万円 タブレット端末等のICT機器導入 : 260万円 <p>※ 導入機器や事業所規模により上限額は異なる。</p>	2億9,654万円

問合せ先
 福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 課長 山本 電話 045-210-4830

ウ 生活支援（総額 1億5,347万円）

事業名及び事業概要	補正予算額
<p>○市町村が行う生活困窮者支援に対する補助 生活困窮者を支援するため、自立相談支援機関等における相談体制の強化を行う市町村に対して補助する。</p>	1億5,347万円

問合せ先
 福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 課長 大澤 電話 045-210-4900

エ 事業者支援（総額 42億6,366万円）

事業名及び事業概要	補正予算額
<p>○中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助 中小企業者等の感染拡大防止対策等の取組に対して補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額 感染症拡大防止事業 : 100万円 ビジネスモデル転換事業 : 3,000万円（5月の公募分に充当） 	42億6,366万円

問合せ先
 産業労働局中小企業部中小企業支援課 課長 和泉 電話 045-210-5550

(2) その他

1億2,752万円

一部 〇 豚熱防疫体制の整備

2,752万円

豚熱の予防対策を拡充するため、新たに、民間家畜防疫員の追加雇用による防疫体制強化や養豚場への殺鼠剤の配布による飼養衛生管理等の充実を図る。

<参考：7月に相模原市において発生した豚熱への対応>

対策の内容	予算額		
	9月補正	予備費	既決予算
防疫活動（飼養豚殺処分、消毒等） ・ レンダリング処理(※)業務委託 ・ 感染性廃棄物処理業務委託 ・ 防護服や感染性廃棄物密閉容器等の購入	—	4億9,294万円	—

※殺処分された豚を加熱することによりウイルスを不活化し、粉碎する処理

<参考：当面の対応>

対策の内容	予算額		
	9月補正	予備費	既決予算
飼養衛生管理体制の強化 ・ 野生動物侵入防止ネット等の補修に係る補助 ・ 殺鼠剤の配布	936万円	2,942万円	—
家畜保健衛生所による指導体制強化 ・ 死亡野生イノシシの検査業務委託 ・ 民間家畜防疫員の追加雇用	1,673万円	276万円	429万円
検査体制の強化 ・ 抗体検査の拡充 ・ 遺伝子検査機器の整備	143万円	411万円	—
資機材の備蓄 ・ 防護服や発電機等の購入	—	1,700万円	—
野生イノシシの捕獲強化 ・ 捕獲奨励金の上乗せ ・ ICTワナの貸与等	—	—	687万円
豚熱発生農場の経営再建支援 ・ コンサルティング支援	—	173万円	—
合計	2,752万円	5,502万円	1,116万円
		9,370万円	

※早急に対応が必要な事業について、予備費・既決予算により対応

[環境農政局農政部畜産課長 高尾 電話 045-210-4500]

〇 国家賠償請求事件和解金

1億円

元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[総務局組織人材部人事課課長代理 飯田 電話 045-210-2154]

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	5 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1 件
指 定 管 理 者 の 指 定	4 件
そ の 他	7 件
計	17 件
(参考)9月補正予算	1 件
合 計	18 件

2 主な条例案

【条例の改正】

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(P8参照)

第4期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の財源に充てるため、個人県民税の超過課税(水源環境保全税)の適用期間を令和4年度から令和8年度までの5年間延長することに関し、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の特例を設けるとともに、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により新たに規制対象となったクロスボウを所持、使用した犯罪に対応した場合の警察業務手当に関し、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 神奈川県地震災害対策推進条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の一部改正により、避難勧告が廃止され避難指示に一本化されたことを踏まえ、避難に関する規定を整理するため、所要の改正を行う。

[くらし安全防災局防災部危機管理防災課長 電話 045-210-3420]

○ 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

景観行政団体である鎌倉市が、市独自の屋外広告物の規制等に関する条例を制定できるよう、所要の改正を行う。

[県土整備局都市部都市整備課長 電話 045-210-6200]

【工事請負契約の締結】

名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期 - 建築 - 第4工区）請負契約	横浜市瀬谷区阿久和南四丁目8-185外	昭和・北沢特定建設工事共同企業体	10億8,937万700円

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

【指定管理者の指定】

	施設の名称	指定管理者候補		指定期間
		名 称	主たる事務所の所在地	
①	相模湖公園及び相模湖漕艇場※	相模湖観光協会・神奈川県ボート協会グループ	相模原市緑区与瀬1183番地	R4.4.1～ R9.3.31
②	秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター※	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4.4.1～ R9.3.31
③	相模三川公園	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4.4.1～ R9.3.31
④	山北つぶらの公園	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4.4.1～ R9.3.31

①から④[県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]

※①のうち相模湖漕艇場、②のうち山岳スポーツセンターについて

[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

【その他】

○ 神奈川県科学技術政策大綱の計画期間の変更について

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を踏まえ、神奈川県科学技術政策大綱の計画期間を変更するため、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」第3条第1項の規定により提案する。

[政策局政策部総合政策課長 電話 045-210-3050]

○ 訴訟の提起について

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金について、連帯保証人(故人)の配偶者に対し、詐害行為取消請求の訴訟を提起したいので提案する。

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

○ 和解について(元県職員公務災害自死事案)

元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[総務局組織人材部人事課課長代理 電話 045-210-2154]

○ 和解について(宿泊療養施設における療養者死亡事案)

県が運営する宿泊療養施設で発生した療養者死亡事案について、民法第695条の規定に基づき和解する。

[健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策法務担当課長 電話 045-285-0699]

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

循環器呼吸器病センターの講堂棟の除却に伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産について変更が生じたため、定款を変更する。

[健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]

○ 専決処分について承認を求めること(動産の取得)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、抗原検査キットを購入する。

[健康医療局医療危機対策本部室感染症対策担当課長 電話 045-285-0559]

○ 令和2年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業庁企業局財務部財務課長 電話 045-210-7030]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

第4期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の財源に充てるため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の適用期間を令和4年度から令和8年度までの5年間延長する。

2 内容

個人県民税の超過課税の適用期間の延長

第4期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における特別対策事業の安定的な財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の適用期間を5年間延長する。

(1) 税率（上乗せ率は現行どおり）

区分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①+②）
均等割	1,500円 (1,000円)	300円	1,800円 (1,300円)
所得割	4% 〔指定都市に住所を有する者は2%〕	0.025%	4.025% 〔指定都市に住所を有する者は2.025%〕

※ 均等割の()内は、東日本大震災の復興財源として標準税率に500円上乗せさせる措置（平成26年度～令和5年度）が終了した後の税率

(2) 適用期間

令和4年度から令和8年度まで

(3) 税収規模

単年度平均 約42億円

3 施行期日

令和4年1月1日

問合せ先

(神奈川県県税条例について)

総務局財政部税制企画課長 足立 電話 045-210-2300

(かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画について)

環境農政局緑政部水源環境保全課長 宮本 電話 045-210-4350

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高野 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022